

茅ヶ崎都市計画道路の変更（3・3・3号
宮山線の追加）について

平成25年3月21日

寒川町都市建設部都市計画課

これまでの説明経過について

○計画概要説明会

- ・平成24年5月19日 小動用水組合 記念碑前 13名
 - ・平成24年6月15日 宮山（旭、上合）自治会 北部文化福祉会館 32名
 - ・平成24年6月20日 宮山（中里上）自治会 北部文化福祉会館 22名
 - ・平成24年6月22日 倉見（大村1）自治会 大村地域集会所 9名
 - ・平成24年6月25日 倉見（大村2）自治会 大村地域集会所 15名
- 事業の概要、概略ルート、ルートを決定する上で考慮すべきコントロールポイント、環境実態調査を行う項目、事業概略スケジュールについて説明

○道路計画説明会

- ・平成24年12月26日
宮山（旭、上合、中里上）自治会、倉見（大村第一。第二）自治会
北部文化福祉会館 45名
 - ・平成24年12月27日
宮山（旭、上合、中里上）自治会、倉見（大村第一。第二）自治会
北部文化福祉会館 20名
- 詳細ルート、環境実態調査の内、騒音・振動の予測結果、それ以外の項目については途中経過、事業概略スケジュールについて説明

○都市計画説明会

- ・平成25年1月9日 北部文化福祉会館 21名
- 都市計画（素案）について説明

茅ヶ崎都市計画道路の変更(寒川町決定)

都市計画道路に3・3・3号 宮山線を次のように追加する。

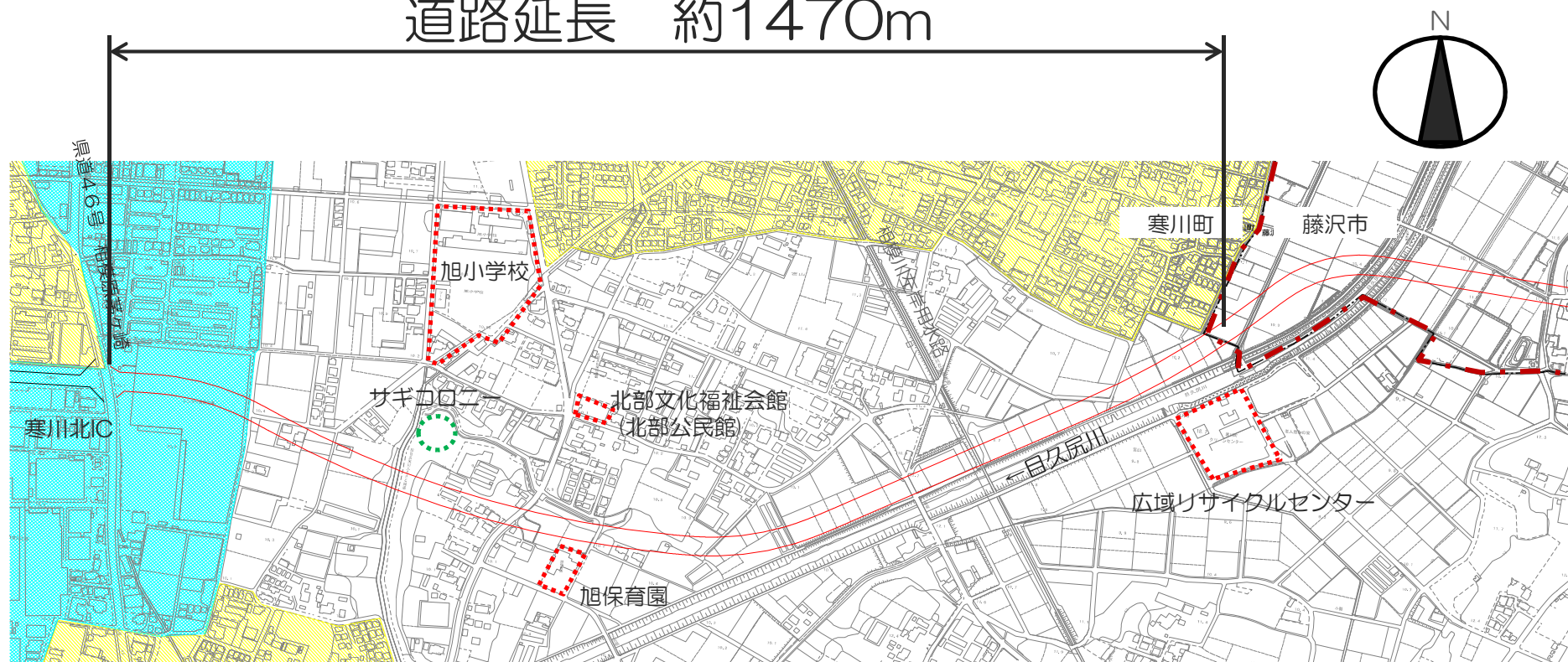
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・3	宮山線	寒川町宮山	寒川町宮山	寒川町宮山	約1470m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差1箇所	

理由



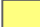
本計画路線は、1・4・2号さがみ縦貫道路寒川北ICと接続し、藤沢市湘南台方面との連携強化を図る都市計画道路として、追加するものです。

3・3・3号 宮山線 全体ルート (案)

道路延長 約1470m



凡例

	ルート (案) (W=25m)
	工業地域
	第一種住居地域

縦覧結果及び意見書について

■ 縦覧期間

平成25年2月12日（火）～
平成25年2月26日（火）まで

■ 縦覧者数

3名

■ 意見書

3通（反対2、その他1）

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）

類型	意見の要旨	延べ人数
A	4車線化について	1人
B	定量的な整理について	1人
C	自然環境について	1人
D	サギのコロニーについて	1人
E	情報公開について	1人
F	地域の分断について	1人
G	その他	1人

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）

類型	意見の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
A	<p>（4車線化について）</p> <p>反対</p> <p>○道路のルート、4車線化について、住民を含む検討が不十分であり、現状でのルート、4車線化決定は時期尚早と考える。</p> <p>反対</p> <p>○既存道路の活用ではどうして対応できないのか、町を分断する4車線化の必要性について検証ができていないので、住環境への影響を最小限にできるか十分に検討する。</p>	<p>本路線の車線数については、平成42年で将来予測交通量が道路構造令の第5条に基づく120百台/日～480百台/日の範囲内のため、それに対応する4車線としています。</p> <p>ルートについては、出来る限り既存の住宅地（コミュニティ）を避け、また、既存町道との交差角等を考慮して住環境への影響を最小限としています。さらに、目久尻川沿いに近づけることで、地域の分断を最小限としています。</p> <p>なお、平成24年6月に地元自治会（町内会）を対象にした住民説明会を計5回開催したほか、同年12月に同じ地区を対象とした説明会を2回開催しており、地域の住民の方には一定のご理解をいただいていると考えております。</p>	1人

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）

類型	意見の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
B	<p>（定量的な整理について） 反対 ○寒川町にとって長期的なメリット・デメリットの定量的整理ができていないため、寒川町にとっての道路建設メリットを定量的に示してほしい。</p>	<p>本路線は、町の総合計画「さむかわ2020プラン」、「寒川町都市マスタープラン」、「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に、（仮称）湘南台寒川線として構想路線に位置付けられております。</p> <p>平成23年1月に町が策定した「都市計画道路見直し方針」では、（仮称）湘南台寒川線として検証されており、多様な機能性等が認められること等から都市計画道路への追加路線として位置付けられております。</p> <p>さらに、事業実施段階では、事業実施者が定量的整理等を実施すると考えております。</p>	1人

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）

類型	意見の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
C	<p>（自然環境について） 反対</p> <p>○寒川町に残る貴重な自然環境を破壊する可能性が高い。環境保全地域を含めた動植物の生態環境に大きな影響を与え、その影響調査が終わっていない。生態系の循環を含めた環境保全が図れる事の検証を行う必要がある。</p>	<p>本路線は、環境影響評価法や県の環境影響評価条例の対象ではありませんが、町では、環境保全対策の検討や施工・供用時の環境配慮等に反映させるため、自主的に環境実態調査を実施しております。今後も、その結果を事業計画（道路の設計等）に反映するよう努めてまいります。</p>	1人

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）

類型	意見の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
D	<p>（サギのコロニーについて） 反対</p> <p>○都市計画道路3・3・3号宮山線は、寒川町宮山にあるサギ類のコロニー（集団繁殖地）の直近を通る形で計画されている。サギ類のコロニーは、年によって範囲が拡大、縮小するので、拡大時は道路がかかることになる。神奈川県内では、現在複数の種のサギ類によるコロニーは、小田原市と寒川町のこのコロニーだけとなっており、神奈川県レッドデータブックでも、サギ類のコロニーは絶滅のおそれがある地域個体群となっている。このように貴重で、重要なサギ類のコロニーに大きな影響を及ぼす今回の道路計画案について、次の理由により反対する。</p> <p>(1)平成14年度に行われた学識経験者等による道路計画に関する懇談会で出された意見について十分な検討が行われず、今回の道路計画案が決められている。</p> <p>(2)平成14年度以降、検討の場を開くように要望したにもかかわらず、10年間検討の場が持たれないまま、今回急に道路計画案が示されている。</p> <p>(3)本年度第1回寒川町サギコロニー懇談会が開かれた際、平成14年度の懇談会意見の検討結果の説明を求めたが、いまだに2回目が開かれず、検討結果が示されていない、</p> <p>以上のとおり、事前にサギ類のコロニーに対する影響について十分な調査や検討が成されているとは言い難く、十分な調査検討を行った後、都市計画決定を行うよう求める。</p>	<p>町では、平成14年度にサギ類の現況調査を実施した他、道路計画とサギ類のコロニー等の関係について考察するため、学識経験者等に参加いただいた懇談会を開催しております。</p> <p>都市計画案のルートは、サギ類のコロニーへの抵触を避け出来る限り離隔を確保しておりますが、前回の調査から年数も経過し周辺自然環境やサギ類のコロニーの範囲も変化していることも考えられることから、再度サギ類の調査を実施する他、営巣時期の調査もいたします。</p> <p>今年度には都市計画案のルートが事業化された場合、サギ類のコロニーに対してどのような影響軽減対策が考えられるかを検討する懇談会を開催しており、今後は現在調査中のサギ類の調査結果等を踏まえ、引き続き懇談会を開催する予定です。</p> <p>また、本路線のルート決定にあたりましては検討期間が長期に渡ったため、ルート等に関する情報提供が数年間滞った状態になっておりましたが、昨年、ルートを公開できる段階になり、地元及び関係機関に情報提供をさせていただいております。</p> <p>なお、ご指摘の「平成14年度以降の検討の場の開催について要望」につきましては、当方で要望を受けた事実を確認できませんでした。</p>	1人

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）

類型	意見の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
E	<p>（情報公開について） 反対 ○HP、広報でも情報公開が不十分で、関係住民に十分伝わっていないので、情報を積極的に公表すること。</p>	<p>平成25年1月から具体的なルート図やこれまでの説明会資料の他、環境実態調査の結果を町ホームページにて公開しております。 また、今後も調査等の結果等について最新の情報を公開するよう努めてまいります。</p>	1人
F	<p>（地域の分断について） その他 ○中央分離帯が設置されることで、南北を縦断する2町道、1緑道が交通遮断となる。このうち町道宮山50号線は宮山駅方面と旭、倉見方面を連絡する重要道であり、交通止めによる地域分断は和の破壊、多大な不便、迷惑、不合理、不利益などが想定され、決して容認できない。従って、現況通りの平面通行、平面交差を強く要望する。</p>	<p>横断機能については、事業の実施段階に交通管理者と協議を行いながら検討を進めることとなります。 なお、検討にあたりましては、地元の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。</p>	1人

都市計画に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解（寒川町）

類型	意見の要旨	都市計画決定権者の見解	延べ人数
G	<p>（その他） 反対 ○必要に応じて県の意向を関係者全員と確認しながら進める。</p>	<p>当事業実施に当りましては、現在、神奈川県とその事業主体のあり方について調整を進めているところですが、いずれに致しましても当道路は広域性の高い道路ですので、今後も県と十分な協議、確認の上進めてまいります。</p>	1人



今後のスケジュールについて

都市計画の手続き

現在

1月9日

公聴会の開催等による住民
意見の反映

法16条
素案の説明、
意見聴取

法第19条第3項
町審議会可決の案につい
て県の同意を得る

都市計画の案の作成

県知事との
協議・同意

2月12日～
2月26日

都市計画の案の
公告・縦覧(2週間)

法17条1項
作成した案を縦覧、
意見を募集

意見の提出
(縦覧期間中)

3月21日

寒川町都市計画審議
会へ付議

法19条1・2項
案と提出意見の要旨を
都市計画審議会に諮る

法17条2項
都市計画の案に対して
意見を提出できる

都市計画の決定・変更

法19条

3月下旬

決定・変更内容の告示

法20条
決定内容を告
示効力発揮